

資料3 審議会資料（指摘事項一覧）

NO.	項目	審議会	指摘内容	議事録	基本計画への反映・考え方
1	安全	第2回	水源涵養の観点から、市域の半分が山間部であるという高槻市の特徴を鑑み、森林保全について市全体の動きを醸成すること	第2回P9-10	第4章 持続3-4 自己水による給水量の一定確保
2	安全	第2回	水質検査など委託化できる業務については、業務の優先事項を勘案しつつ、合理性や効率性だけでなく委託化によって生じる問題点からも整理を行うこと	第2回P15-P16	水質検査につきましては、第4章安全1-1でお示ししているように、水道GLPを維持する方針のため、委託化は現在のところ考えておりません。
3	安全	第3回	水道事業において広域化が進む中で、自己水の活用など、安全の観点から手放さずにいる物事を高槻市の財産として捉え、それらの維持強化を図ることで、高槻市の独自性を打ち出していくこと	第3回P2-3	第4章 持続-3-4 自己水による給水量の一定確保
4	安全	第3回	水道水の安全性について、市民の理解がより深められるよう、周知に努めること	第2回P16 第3回P4-5	第4章 安全-1-3 水道水を安全にご使用いただくための広報・啓発・支援 第4章 持続-2-1 広報・広聴・啓発の推進
5	強靱	第3回	水道部にも危機管理を統括する者を置き、市全体の危機管理行政の枠の中で情報収集の一元化や、実働部隊の指揮命令を整備するよう働きかけること	第3回P6-7,10-13	第4章 強靱-2-1 危機管理体制の強化
6	強靱	第3回	大阪北部地震の教訓を踏まえ、支援体制だけでなく受援体制の部分についても計画を整備すること	第3回P7-8	第4章 強靱-2-1 危機管理体制の強化
7	強靱	第3回	災害等緊急時における対応の優先事項（『水道トリアージ』）を検討し、その決定事項に関して市民に周知を図り、理解を求めておくこと	第3回P9-P10	第4章 強靱-2-1 危機管理体制の強化
8	強靱	第3回	特に高齢者や障がい者などに対する危機管理対策の観点からは、高層マンションなどの住人に対する給水活動のような公助の活動があげられるが、コミュニティの自助の取組み、更には共助の体制を活性化し、災害等緊急時におけるセーフティネットとしての水道水の確保に努めること	第3回P14,17	第4章 強靱-2-2 効果的な災害広報・市民との協働の推進
9	強靱	第4回	風水害等の災害について、東北地方や関東地方での被害状況や復旧の進捗等について調査・分析し、知見を広めること	第4回P12	第4章 強靱-1-1 水道施設の災害対策
10	持続	第4回	直営で行うコアな業務と民間委託等ができる業務とを区分することで、人材確保・育成していかなければならない業務分野を明確にすること なお、人材育成や技術伝承にあたっては、有効性のある他市の取組や事例を積極的に業務に反映するよう、職員派遣等を行うなどして、他自治体との情報共有を図ること	第4回P5,12	第4章 持続-1-1 組織体制の強化 持続-3-2 業務の更なる効率化の推進
11	持続	第4回	災害時等においても水道が安定供給されることは、市民からのニーズも高く、素晴らしい市民サービスであると考え。今回の災害を受けて新たに取組み始めたものがあれば、有事に際して市民の理解と協力が得られるよう、市民に直接広報をするなどして、平時から市民との繋がりを作っておくこと	第4回P8,9	第4章 強靱-2-2 効果的な災害広報・市民との協働の推進
12	持続	第5回	設備更新等の変動の大きい資金需要に対して、基本的な方針として企業債を活用することになるとしても、将来へ負担は先送りにするべきではない。将来的な収益の減少が見込まれている上に、今後の収益環境が改善する見込みは薄いことから、起債による資金調達にあたっては、返済に水道料金の一部を充てる場合も含めて、計画性をもって検討すること	第5回P4,14,15	第4章 持続-5-2 企業債等の活用に関する調査・取組
13	持続	第5回	地域の実情にあわせて、独自の管路等の更新基準を設定することに異論はないが、市民等に対して説明する際には、他行政・他自治体との比較等を用いるなどして分かりやすい説明を行い、十分な理解が得られるよう努めること	第5回P8	第3章 (3) 水道施設の老朽化と災害リスク 2. 管路（導水管・送水管・配水管）
14	持続	第5回	整備計画の作成にあたっては、収入面と整合性のある計画とすること	第5回P10	第5章 (3) 収益的収支の見通し (4) 資本的収支の見通し

資料3 審議会資料（指摘事項一覧）

15	持続	第5回	逡増性を採用している現在の料金体系では、事業活動を伴う大口利用者にとって、水道料金が事業活動の継続に大きい影響を与えていると考えられる。また、小口利用者には原価割れを是正することに理解を求める必要がある。これらのことから、今後、料金体系の見直しについて説明する際には、産業部局や福祉部局などと連携した上で、大口の利用者と小口の利用者とを切り分けて実施することが望ましい	第5回P14,16	第4章 持続－5－1 持続可能な水道のための財源の確保
16	持続	第5回	現状として原価割れを起こしている小口利用者が大部分を占めていること等を適切に表現することで、市民等に十分な理解が得られるよう努めること	第5回P12	第4章 持続－5－1 持続可能な水道のための財源の確保
17	持続	第5回	料金体系の見直しにあたっては、電力業界等も参考にして、逡増性のような複雑な料金体系でなく、簡単で分かり易くかつ黒字を維持できるよう、見直しを図ること	第5回P12,16	第4章 持続－5－1 持続可能な水道のための財源の確保
18	持続	第5回	大口利用者については、地下水を使用した専用水道に切り替える場合を想定して、それまで施設整備した水道管を利用していた分の受益者負担を求めるなど、費用負担の考え方を整理すること	第5回P12-13	第4章 持続－5－1 持続可能な水道のための財源の確保
19	持続	第5回	水道料金の仕組みも含めて水道事業に対する市民の理解度を更に高めるため、小学生からの継続的な啓発に努めること	第5回P14	第4章 持続－2－4 地域社会貢献への取組
20	持続	第5回	製造業としての水道事業を安定的に運営していけるよう、人材育成や技術継承の仕組みを整えること	第5回P15	第4章 持続－1－1 組織体制の強化
21	全般	第3回	計画の作成にあたっては、停電時配水量確保率や燃料備蓄日数等の図表をケース分けするなどして、市民の理解を得られるよう資料の見せ方を工夫すること	第3回P15-16	ご指摘事項を踏まえ、市民にとって分かりやすい計画作成に努めます。
22	全般	第4回	広域化を進めることと自己水の給水区域を拡大することとは、二律背反の性格を持っている。安全・防災の観点や将来にわたる自己水の供給に係るコストの推移の観点から、自己水の確保について一定の方向性が見出せるよう検討を重ねること	第4回P12-13	第4章 持続－1－2 広域連携の検討 持続－3－4 自己水による給水量の一定確保
23	全般	第1回 第2回	高槻の水道事業について、広報の重要性を認識し、市民だけでなく全国的にも関心を持ってもらえるよう広報を行うこと	第1回P14 第2回P10	第4章 持続－2－1 広報・広聴・啓発の推進